高知県及び高知県内の各市町村等が実施する支援制度一覧

【補助金・補給金】

令和7年5月現在

No.	名称	市町村名等	概要	補助対象者	補助率	補助限度額	問合せ先
1	高知県空き店舗対策事業費補助金（空き店舗出店支援事業）	高知県	商店街等の空き店舗を活用して出店する際の店舗改装に要する経費を補助します。	商店街等において、使用されなくなって３か月以上経過している店舗で出店する、個人または法人	補助対象経費の1/2以内	上限100万円 下限10万円	高知県商工労働部経営支援課 電話　088-823-9679
2	高知県空き店舗対策事業費補助金（商店街等店舗兼住宅等活用推進事業）	高知県	店舗兼住宅における店舗部分と住居部分との機能分離等に要する経費を補助するとともに、店舗所有者がその店舗を貸し出すために行う改装に要する経費を補助します。	空き店舗所有者 ※市町村への間接補助となっており、市町村の予算措置が必要になります。	高知県：補助対象経費の1/3以内、市町村：補助対象経費の1/3以上	上限100万円	高知県商工労働部経営支援課 電話　088-823-9679
3	高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金	高知県	中山間地域の住民の生活環境維持・向上のため、空き店舗等を活用して地域に不可欠と市町村が認める小売業・飲食業・サービス業の出店に要する経費を補助します。	中山間地域等において、空き店舗等を活用し開業する、個人または法人 ※市町村間接補助となっており、市町村の予算措置が必要になります。	県：補助対象経費の1/4以内、市町村：補助対象経費の1/4以上	上限120万円	高知県商工労働部経営支援課 電話　088-823-9679
4	高知県地域課題解決起業支援事業費補助金	高知県	地域の社会的課題の解決につながる効果的な起業等を促進するため、社会的事業分野において、高知県で起業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業する者に対して、必要な経費の一部を補助	①こうちスタートアップパーク（※２）の会員であること。ただし、法人が事業承継又は第二創業する場合は不要 ②県が指定する起業支援プログラムを補助事業完了日までに修了すること ③県内に居住している又は補助事業完了日までに居住すること ④補助金交付決定日以降、令和７年１月31 日又は補助事業完了日のいずれか早い日までに起業又は事業承継、第二創業を行う方 ※２ 起業に取り組む方をサポートするプラットフォームです。様々なプログラムやメンタリング（起業相談）によって事業立ち上げ・成長をサポートします。	1/２以内	＜通常枠＞上限200万円 下限60 万円 ＜中山間地域枠＞上限100万円　下限30万円 ※外部資金の調達がない場合は、100 万円を上限	高知県産業振興推進部産業イノベーション課 電話　088-823-9781
5	高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金	高知市	商店街や中心市街地の空き店舗を活用して出店する際の店舗賃借料を補助	新規創業または事業拡大（2号店出店、中心市街地への移転等）する個人事業主または中小企業者	通常枠：1/2～2/3（市外在住者：1/4～1/3） 若年層枠：２/３～３/４（市外在住者：１/２～２/３） ※出店するエリアにより異なる	15万円～60万円（市外在住者：7万5千円～30万円） ※出店するエリア・新規創業または事業拡大の別により異なる	高知市商業振興課 電話　088-823-9375

6	室戸市創業支援事業費補助金	室戸市	室戸市内における創業及び第二創業を促進し、市の産業及び経済の活性化を図ることを目的として、本市で創業等を行う者に対し、創業等に要する経費について補助金を交付する。	次のいずれにも該当する者 ⑴補助金の交付申請の日の属する年度内に創業等を行う者。 ⑵納付すべき租税及び本市公課の滞納がないこと。 ⑶次のいずれかに該当する者であること。 　ア　個人事業主にあっては、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記載されており、現に本市に居住していること又は補助事業完了の日までに住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記載され、かつ本市に居住すること。 　イ　会社等の法人にあっては、この要綱による補助金の交付を受けて整備する事業所の代表者が住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記載されており、現に本市に居住していること又は補助事業完了の日までに住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記載され、かつ本市に居住すること。 ⑷　室戸市商工会又は市内の金融機関から指導、助言を受けて行う事業であること。 ⑸　室戸市商工会又は市内の金融機関から適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること。 ⑹　室戸市商工会の会員である者又は補助事業完了の日までに室戸市商工会へ加入申込書を提出する者。 ⑺　産業競争力強化法第１２７条の規定により認定された創業支援等事業計画に基づいて認定連携創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受けた日から３年未満であること。	1/2以内	200万円	室戸市産業振興課 商工水産振興班 電話　0887-22-5116
7	安芸市地場産品魅力発信事業費補助金	安芸市	市内の中小企業者及び個人事業者が生産する自慢の商品を県外へ販売促進するための費用に対する補助	市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業者	1年目：10/10以内 2年目：2/3以内 3年目：1/3以内	1年目：30万円 2年目：20万円 3年目：10万円	安芸市商工観光水産課 0887-35-1011
8	安芸市中小企業者等経営支援事業保証料補給金	安芸市	市内中小事業者が高知県信用保証協会の信用保証を受ける際の負担すべき保証料に対し、協会へ補給金を交付する	高知県信用保証協会	高知県信用保証協会の規定による	融資限度額（1,000万円）に対する信用保証額	安芸市商工観光水産課 0887-35-1011
9	東洋町地域活性化プラン支援事業費補助金	東洋町	東洋町内で新規創業する際の経費（備品購入費等）を補助	東洋町内に住所を有する個人、団体	8/10	100万円	東洋町総務課企画調整室 電話　0887-29-3111

10	若者定住促進事業費補助金 （起業奨励金）	馬路村	村内に事業所を置いて新規事業を開始し、事業者（個人）又は代表者（法人）が村内に居住する場合に奨励金を交付	新規創業する個人事業主又は法人の代表者	定額	月額3万円（5年間）	馬路村地方創生課 電話　0887-44-2277
11	南国市中小企業振興事業費補助金 （中心市街地創業支援事業）	南国市	中心市街地の活性化と地域の賑わいの創出を図るため補助を行う	指定区域内において起業し、1年以上継続して事業を行う者	1/4	100万円	南国市商工観光課 電話　088-880-6560
12	南国市中小企業振興事業費補助金 （地域特産品等開発事業）	南国市	起業創業前後における新商品等の開発、販路開拓時に活用をすることにより、事業活動を支援する	南国市の地域資源を活用して特産品や観光資源の開発を行う事業及び開発した商品の販路拡大に係る事業を行うもの	3/4	30万円	南国市商工観光課 電話　088-880-6560
13	香南市空き店舗等対策事業費補助金	香南市	香南市内で空き店舗を活用して新規出店する方を対象に，店舗改装費の一部を補助	商店街等において空き店舗を活用して新規に出店する個人・団体	補助対象経費の１/４	上限額50万円	香南市商工観光課 電話　0887-50-3013
14	香南市創業支援利子補給金	香南市	香南市内で創業しようとする方を対象に、創業資金の融資を受けた際の借入利子の一部を補給	香南市内で新たに事業所を有し、創業しようとする者	対象者が支払った利子のうち年利１％（１％に満たないときは、借入利率を限度とする。）に相当する額。延滞利子は除く。	年間10万円	香南市商工観光課 電話　0887-50-3013
15	香美市商工観光振興事業費補助金 （空き店舗等利活用助成事業）	香美市	空き店舗等を活用し、開業する者に補助金の範囲内で経費の一部を支援	香美市において、空き店舗等を活用し新たに事業を行おうとする者。	1/2以内	1事業者40万円以内	香美市商工会 電話　0887-53-4111
16	土佐町しごと創生スタート事業費補助金	土佐町	町内で起業又は既存事業に新しい取り組みをする事業者に対し施設整備費等を補助	新たな事業を開始するにあたり町内に事業所を設置しているまたは有しようとする個人事業主または中小企業者	1/2～2/3	最大360万円（補助対象経費区分別に上限あり）	土佐町産業振興課 電話　0887-82-2450
17	小規模事業者持続化補助金	佐川町	小規模事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓に取り組む費用を補助	製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者および個人事業主であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業，娯楽業を除く）に属するを主たる事業として営む者については５人以下）の事業者	2/3	50万円※一定の取組については限度額100万円	佐川町商工会 電話　0889-22-0053
18	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金	佐川町	生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を補助	日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業者 ※規定によって異なる	1/2～2/3 ※要件によって異なる	500万円もしくは1,000万円 ※要件によって異なる	佐川町商工会 電話　0889-22-0053
19	中土佐町空き店舗活用推進事業	中土佐町	町内の空き店舗を活用して出店する際の店舗賃借料または店舗改修費を補助する。	新規創業者	店舗賃借料：１年目1/2、2～3年目1/3 店舗改修費：2/3	店舗賃借料：3万円/月 店舗改修費：100万円/件	中土佐町役場水産商工課 電話　0889-52-2473

20	四万十町商工業振興助成金	四万十町	①空き店舗を新規開業する店舗に改修するものについて改修費用及び家賃を補助 ②町内で生産される商品等の宣伝又は販路拡大のために行う事業等に要する経費を補助 ③地場産業等の起業・創業を行う事業に要する経費を補助	四万十町内で空き店舗の新規開業、起業創業、販路拡大を行う個人事業主、小規模企業者、中小企業者等（四万十町に住所登録のある者）	①改修助成：1/2、家賃助成：年間1/3(5年間) ②1/2　③1/2	①改修助成：200万円，家賃助成：30万円/年 ②50万円　③100万円	四万十町にぎわい創出課 電話　0880-22-3281
21	土佐清水市空き店舗対策事業費補助金	土佐清水市	商店街や中心市街地の空き店舗を活用して出店する際の店舗改装費を補助	新規創業または事業拡大する個人若しくは法人	補助対象経費の1/4以内	50万円（※県と併せて使用可。県補助1/2，補助限度額100万円）	土佐清水市観光商工課 電話　0880-82-1115
22	土佐清水市中小企業者等経営支援事業保証料補給金	土佐清水市	市内中小事業者が高知県信用保証協会の信用保証を受ける際の負担すべき保証料に対し、協会へ補給金を交付する	高知県信用保証協会	高知県信用保証協会の規定による	融資限度額（1,000万円）に対する信用保証額	土佐清水市観光商工課 電話　0880-82-1115
23	四万十市空き店舗対策事業補助金	四万十市	中心市街地に属する商店街の空き店舗を活用して出店する際の店舗改装費用の一部を補助	新規創業または事業拡大する事業者	1/4	37.5万円（※県補助金と併せて使用可）	四万十市観光商工課 電話　0880-34-1126
24	黒潮町中小企業者等経営支援事業保証料補給金	黒潮町	町内中小事業者が高知県信用保証協会の信用保証を受ける際の負担すべき保証料に対し、協会へ補給金を交付する	高知県信用保証協会	高知県信用保証協会の規定による	融資限度額（1,000万円）に対する信用保証額	黒潮町海洋森林課　商工係 電話　0880-55-3115
25	黒潮町中小企業者等経営支援事業利子補給金	黒潮町	町内中小事業者が対象融資を受けた際に係る利子に対し、補給金を交付する	制度に定める内容を満たす町内中小事業者	対象融資の残高に対し年1.0%を乗じた金額	融資限度額（1,000万円）に補助率を乗じて発生した金額	黒潮町海洋森林課　商工係 電話　0880-55-3115
26	安芸市商店街にぎわいづくり事業費補助金（空き店舗対策事業）	安芸市	安芸市商店街連合会区域内に立地する空き店舗等を活用して行う事業	空き店舗対策事業：安芸市商店街連合会区域内の空き店舗等を活用して小売業、飲食業又はサービス業，コミュニティ施設を行う事業者等	①店舗賃借料：補助対象経費の1/2 ②店舗改装費：高知県商店街魅力向上事業費補助金交付要綱に規定する空き店舗対策事業について、補助対象経費から県補助金を差し引いた残額の2分の１以内	店舗賃借料：30万円／店舗改装費：50万円	安芸市商工観光水産課 電話　0887-35-1011
27	いの町産業振興奨励金	いの町	町内に工場等を新設等する企業に対して、新設等した工場に係る固定資産税相当額を奨励金として交付する。	町内に工場等を新設等する企業で、常時雇用従業員数、町税の完納状況等の指定要件を満たしているもの。	各年度に納付すべき固定資産税に相当する額（1,000円未満の端数切捨て）	予算の範囲内	いの町産業経済課 電話　088-893-1115
28	いの町商工会空き店舗等対策家賃補助事業	いの町	空き店舗等を利用して事業を開始した事業主に対し、家賃を補助	新たに事業を営もうとする個人若しくは法人、または既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人	1ヶ月の家賃の2分の1あるいは、5万円のどちらか低い額。	空き店舗の出店月から24ヶ月以内の月々の家賃	いの町商工会 電話　088-892-0474

29	安田町起業家等支援事業費補助金	安田町	安田町において新たに起業する者や新規分野での事業活動を行う者等を支援する	個人又は法人で、次に該当する者 ・個人：本町に住所を有し、又は事業開始後一定期間内に住所を有することが見込まれる者 ・法人：本町に主たる事業所を有し、又は事業開始後一定期間内に本町に主たる事業所を有することが見込まれる者 ・５年間の事業継続が見込まれる者 ・町税等を滞納していない者、又は転入者にあっては転入前の市区町村の市町村税等を滞納していない者等	1/2以内	３０万円～３００万円 （対象事業により異なるため、詳細は町ＨＰをご確認ください）	安田町地域創生課 電話　0887-38-6713
30	仁淀川町創業支援事業費補助金	仁淀川町	仁淀川町内で起業する新規創業者に対して起業に必要な費用を補助	・仁淀川町内に事務所を設置し、又は設置しようとしている者 ・仁淀川町内に住所を有する者	8/10	100万円	仁淀川町役場企画振興課 電話　0889-35-1082

【融資】

No.	名称	市町村名等	概要	融資対象者	融資限度額／保証人・担保等	償還期間／償還方法	問合せ先
1	四万十市中小企業振興資金制度	四万十市	四万十市内で事業を営む中小企業者に対する経営安定のための事業資金融資	四万十市内で事業を営む中小企業者	【融資限度額】1,000万円 【保証人・担保等】 信用保証協会の規定による	【償還期間】10年以内 【償還方法】 一括弁済、割賦弁済	四万十市観光商工課 電話　0880-34-1126
2	新創業融資制度	佐川町	新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を２期終えていない方（その他要件有り）に対する事業開始時または事業開始後に必要となる事業資金融資	新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を２期終えていない方（その他要件有り）	【融資限度額】3,000万円 （うち運転資金1,500万円） 【保証人・担保等】原則不要	【償還期間】 適用した融資制度の返済期間以内 【償還方法】　月賦償還	佐川町商工会 電話　0889-22-0053